

# 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令 新旧対照条文

## 目次

一	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	1
二	長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）	13
三	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	28
四	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	33
五	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第六十九号）	38
六	附則	43

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第十四条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5   第二項及び前項の規定は、銀行の清算機関（銀行（当該銀行以外の銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関（金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）、商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の三まで、第十四条の五及び第十四条の六において同じ。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第五十六条の三第一項第六号に規定する金</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第十四条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>

融商品債務引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。)に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、適用しない。

6|| 一又は複数の資産(以下この項において「原資産」という。)を裏付けとして間接的に行う信用の供与等(以下この項において「間接的信用供与等」という。)のうち、金融庁長官が定める取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産及び取引(以下この項において「個別資産等」という。)に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、金融庁長官が定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出される個別資産等ごとの信用の供与等の額が法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額の一万分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出することが不適当である場合として金融庁長官が定める場合は、この限りでない。

(法第十三条第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第十四条の二 銀行の同一人(法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。)に対する信用の供与等の額(次項及び第十四条の五第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される

「項を加える。」

(法第十三条第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第十四条の二 銀行の同一人(法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。)に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて「額」第十四条の五第二項第一号において「単体信用供与

信用の供与等（銀行その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一六 略」

2|| 銀行が、自己資本比率（法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の銀行の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対す

等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等（銀行その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一六 同上」

「項を加える。」

る他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3|| 「略」

(当該銀行と特殊の関係のある者)

第十四条の四 法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第十四条の六の二において同じ。）とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

(法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第十四条の五 「略」

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

- 一 当該銀行について第十四条の二第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額
- 二 当該銀行の子法人等について第十四条の二第一項及び第二項の

2|| 「同上」

(当該銀行と特殊の関係のある者)

第十四条の四 法第十三条第二項前段に規定する当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一|| 当該銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

二|| 当該銀行の関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

(法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第十四条の五 「同上」

2 「同上」

- 一 当該銀行について第十四条の二第一項の規定により計算した単体信用供与等総額
- 二 当該銀行の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第十四

規定の例により計算した信用の供与等の総額

〔3・4 略〕

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十四条の六 第十四条の三第二項の規定は、令第四条第十二項第五号(令第十六条の二の三第五項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十四条の三第二項第一号及び第二号中「当該銀行」とあるのは「当該銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 〔略〕

(法第十三条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方)

第十四条の六の二 法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該銀行又は当該銀行の子法人等をいう。

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 〔略〕

条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

〔3・4 同上〕

(合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合)

第十四条の六 第十四条の三第二項の規定は、令第四条第十二項第五号(令第十六条の二の三第四項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十四条の三第二項第一号及び第二号中「当該銀行」とあるのは「当該銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 〔同上〕

〔条を加える。〕

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 〔同上〕

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。第三十四条の十五第七項並びに第三十五条第一項第十四号及び第三項第十号を除き、以下同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

「一〇三 略」

「三〇五 略」

（専門子会社の業務等）

第十七条の二 「略」

「二〇一三 略」

14 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）と同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

「一〇三 同上」

「三〇五 同上」

（専門子会社の業務等）

第十七条の二 「同上」

「二〇一三 同上」

14 「同上」

一 法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）と同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会

社に該当するものを除く。)及び同項第六号に規定する信託専門会社(以下「信託専門会社」という。)又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。)

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の二第一項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。)

三 信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次

社に該当するものを除く。)及び同項第六号に規定する信託専門会社(以下「信託専門会社」という。)又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。)

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の二第一項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。)

三 信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各



条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十六条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五〇七 略〕

15  
〔略〕

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第三十四条の十五 〔略〕

〔2〇6 略〕

7 法第五十二条の二十二第二項第二号に規定する信用の供与等を行う銀行持株会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該銀行持株会社又は当該銀行持株会社の子法人等（第一項において準用する第十四条の四に規定する子法人等をいう。）をいう。

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六 〔略〕

号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十六条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五〇七 同上〕

15  
〔同上〕

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第三十四条の十五 〔同上〕

〔2〇6 同上〕

〔項を加える。〕

（銀行持株会社の子会社の範囲等）

第三十四条の十六 〔同上〕

「2511 略」

12 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業

「2511 同上」

12 「同上」

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むも

務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第五十二条の二十三第一項第一号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五〇七 略〕

13  
〔略〕

（銀行持株会社がその経営を支配している法人）

第三十四条の二十八の二 法第五十二条の三十一第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行持株会社の子法人等（当該銀行持

の（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第五十二条の二十三第一項第一号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五〇七 同上〕

13  
〔同上〕

〔条を加える。〕

株会社の子会社を除く。」とする。

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇十三 略」

十四 第十四条の四に規定する子法人等又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合

「十五〇三十一 略」

2 「略」

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇九 略」

十 第三十四条の十五第一項において準用する第十四条の四に規定する子法人等又は第三十四条の二十三各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合

「十一〇二十四 略」

「4〇11 略」

(届出事項)

第三十五条 「同上」

「一〇十三 同上」

十四 第十四条の四又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合

「十五〇三十一 同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇九 同上」

十 第三十四条の十五第一項において準用する第十四条の四又は第三十四条の二十三各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合

「十一〇二十四 同上」

「4〇11 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

二 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（外国銀行の業務の代理又は媒介）</p> <p>第四条の二 法第六条第三項第五号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 長期信用銀行の子会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）である外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）の業務（同条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この条において同じ。）の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介の代理又は媒介のほか、次のイからニまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからニまでに規定する長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介</p> <p>イ 長期信用銀行の子法人等（令第六条第一項において準用する</p>	<p>（外国銀行の業務の代理又は媒介）</p> <p>第四条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 長期信用銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令</p>

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行を除く。）

〔ロ・ハ 略〕

二 長期信用銀行を子会社とする親法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）の子法人等である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行並びにイからハまでに掲げる者を除く。）

二 〔略〕

（専門子会社の業務等）

第四条の三 〔略〕

〔2と13 略〕

14 法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により長期信用銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規

〔第四十号〕第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行を除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

二 長期信用銀行を子会社とする親法人等（令第六条第二項において読み替えられた同条第一項において準用する銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）の子法人等である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行並びにイからハまでに掲げる者を除く。）

二 〔同上〕

（専門子会社の業務等）

第四条の三 〔同上〕

〔2と13 同上〕

14 〔同上〕

一 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規

定する有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十三条の二第一項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社（法第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信託

定する有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十三条の二第一項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社（法第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信託



業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十三条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

15  
「五〇七 略」  
「略」

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第四項並びに銀行法施行令第四条第四項並びに前条第十五項、第四条の七第六項、第五条の二の六第六項、第五条の六第十三項、第五条の九第六項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の

業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十三条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

15  
「五〇七 同上」  
「同上」

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条第四項並びに前条第十五項、第四条の七第六項、第五条の二の六第六項、第五条の六第十三項、第五条の九第六項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二

十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権とする。

「一〇五 略」

「二〇四 略」

（特定持株会社に係る届出事項等）

第五条の四 「略」

2 特定持株会社（法第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、同項の規定による届出（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社（令第六条の三第二項に規定する長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。）である場合にあつては、令第六条の四の規定による届出）をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出するものとする。

「一〇三 略」

3 特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社は、令第六条の四ただし書の規定による届出の期限の延長の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提

十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権とする。

「一〇五 同上」

「二〇四 同上」

（特定持株会社に係る届出事項等）

第五条の四 「同上」

2 特定持株会社（法第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、法第十六条の二の四第二項の規定による届出（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社（銀行法施行令第十六条の四に規定する長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下同じ。）である場合にあつては、銀行法施行令第十六条の五の規定による届出）をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

3 特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社は、銀行法施行令第十六条の五ただし書の規定による届出の期限の延長の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金

出するものとする。

4 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国の持株会社が令第六条の四ただし書の規定による届出の期限の延長をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 特定持株会社は、法第十六条の二の四第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出するものとする。

「一〇三 略」

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五条の六 「略」

「2〇11 略」

12 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつて

融庁長官に提出しなければならない。

4 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国の持株会社が銀行法施行令第十六条の五ただし書の規定による届出の期限の延長をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 特定持株会社は、法第十六条の二の四第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五条の六 「同上」

「2〇11 同上」

12 「同上」

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつて

は、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第十六条の四第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

は、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第十六条の四第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十六条の四第一項第一号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの  
〔五〇七 略〕

13  
〔略〕

（同一人に対する信用の供与等）

第十三条 〔略〕

〔二〇四 略〕

5|| 第二項及び前項の規定は、長期信用銀行の清算機関（長期信用銀行（当該長期信用銀行以外の長期信用銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関（金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）、商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十三条の三まで、第十三条の五及び第十三条の六において同じ。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第百

四 法第十六条の四第一項第一号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの  
〔五〇七 同上〕

13  
〔同上〕

（同一人に対する信用の供与等）

第十三条 〔同上〕

〔二〇四 同上〕

〔項を加える。〕

五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。）に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、適用しない。

6|| 一又は複数の資産（以下この項において「原資産」という。）を裏付けとして間接的に行う信用の供与等（以下この項において「間接的信用供与等」という。）のうち、金融庁長官が定める取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産及び取引（以下この項において「個別資産等」という。）に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、金融庁長官が定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出される個別資産等ごとの信用の供与等の額が銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額の一万分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出することが不適当である場合として金融庁長官が定める場合は、この限りでない。

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第十三条の二 長期信用銀行の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等の額（次項及び第十三条の五第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又

「項を加える。」

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第十三条の二 長期信用銀行の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。）の額（第十三条の五第二項第一号において「

は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇六 略」

2|| 長期信用銀行が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の長期信用銀行の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあっては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算すること

単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇六 同上」

「項を加える。」

を要しない。

3|| 「略」

(当該長期信用銀行と特殊の関係のある者)

第十三条の四 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該長期信用銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該長期信用銀行の子法人等(銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等)をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第十三条の六の二において同じ。)とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第十三条の五 「略」

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

- 一 当該長期信用銀行について第十三条の二第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額
- 二 当該長期信用銀行の子法人等について第十三条の二第一項及び

2|| 「同上」

(当該長期信用銀行と特殊の関係のある者)

第十三条の四 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該長期信用銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一|| 当該長期信用銀行の子法人等(銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等)をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。
- 二|| 当該長期信用銀行の関連法人等(銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等)をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。

(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第十三条の五 「同上」

2 「同上」

- 一 当該長期信用銀行について第十三条の二第一項の規定により計算した単体信用供与等総額
- 二 当該長期信用銀行の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて



第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

〔3・4 略〕

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十三条の六 第十三条の三第二項の規定は、銀行法施行令第四条第十二項第五号（銀行法施行令第十六条の二の三第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十三条の三第二項第一号及び第二号中「当該長期信用銀行」とあるのは「当該長期信用銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 〔略〕

（銀行法第十三条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方）

第十三条の六の二 銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う長期信用銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行の子法人等という。

第十三条の二第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

〔3・4 同上〕

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十三条の六 第十三条の三第二項の規定は、銀行法施行令第四条第十二項第五号（銀行法施行令第十六条の二の三第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第十三条の三第二項第一号及び第二号中「当該長期信用銀行」とあるのは「当該長期信用銀行又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

2 〔同上〕

〔条を加える。〕

(長期信用銀行の特定関係者)

第十三条の七 「略」

- 2 銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。第二十五条の二の二十五第七項並びに第二十六条第一項第十三号及び第三項第十号を除き、以下同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

「一〇三 略」

3 「略」

(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第二十五条の二の二十五 「略」

「2〇6 略」

- 7 銀行法第五十二条の二十二第二項第二号に規定する信用の供与等を行う長期信用銀行持株会社又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該長期信用銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社の子法人等（第一項において準用する第十三条の四に規定する子法人等をいう。）をいう。

(長期信用銀行持株会社がその経営を支配している法人)

(長期信用銀行の特定関係者)

第十三条の七 「同上」

- 2 銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

「一〇三 同上」

3 「同上」

(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第二十五条の二の二十五 「同上」

「2〇6 同上」

「項を加える。」

第二十五条の九の二 銀行法第五十二条の三十一第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行持株会社の子法人等（当該長期信用銀行持株会社の子会社を除く。）とする。

（長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第二十五条の十二 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) 〔略〕

(2) 当該法人の親法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) 〔略〕

〔三・四 略〕

〔2・3 略〕

〔条を加える。〕

（長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第二十五条の十二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 当該法人の親法人等（令第六条第二項において読み替へられた令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）

(3) 〔同上〕

〔三・四 同上〕

〔2・3 同上〕

<p>(届出事項)</p> <p>第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〇十二 略〕</p> <p>十三 第十三条の四に規定する子法人等又は第十三条の十二各号に掲げる者のいづれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十五号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合</p> <p>2 〔十四〇二十八 略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 第二十五条の二の二十五第一項において準用する第十三条の四に規定する子法人等又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいづれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合</p> <p>〔十一〇二十四 略〕</p> <p>〔4〇10 略〕</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第二十六条 〔同上〕</p> <p>〔一〇十二 同上〕</p> <p>十三 第十三条の四又は第十三条の十二各号に掲げる者のいづれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十五号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合</p> <p>2 〔十四〇二十八 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 第二十五条の二の二十五第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいづれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合</p> <p>〔十一〇二十四 同上〕</p> <p>〔4〇10 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

三 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（届出事項）</p> <p>第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇十六の三 略」</p> <p>十七 第百二十七条に規定する子法人等又は第百二十七条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合</p> <p>「十八〇三十一 略」</p> <p>「二〇八 略」</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第百十四条 「略」</p> <p>「二〇四 略」</p> <p>5   第二項及び前項の規定は、金庫の清算機関（金庫（当該金庫以外</p>	<p>（届出事項）</p> <p>第百条 「同上」</p> <p>「一〇十六の三 同上」</p> <p>十七 第百二十七条又は第百二十七条各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合</p> <p>「十八〇三十一 同上」</p> <p>「二〇八 同上」</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第百十四条 「同上」</p> <p>「二〇四 同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

の金庫を含む。)に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関(金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。)、商品取引清算機関(商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。)及びこれらに準ずる外国の機関(設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)に対する信用の供与等(銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。)であつて、清算機関が行う業務(金融商品取引法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。)に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、適用しない。

6|| 一又は複数の資産(以下この項において「原資産」という。)を裏付けとして間接的に行う信用の供与等(以下この項において「間接的信用供与等」という。)のうち、金融庁長官が定める取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産及び取引(以下この項において「個別資産等」という。)に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、金融庁長官が定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出される個別資産等ごとの信用の供

「項を加える。」

与等の額が銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額の一万分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出することが不適当である場合として金融庁長官が定める場合は、この限りでない。

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第百十五条 金庫の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等の額（次項及び第百十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等（金庫その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇八 略」

2|| 金庫が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の金庫の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第百十五条 金庫の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百十九条までにおいて同じ。）の額（第百十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等（金庫その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇八 同上」

「項を加える。」

条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3||  
「略」

（当該金庫と特殊の関係のある者）

第一百七十七条 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該金庫と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該金庫の子法人等（金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第一百十九条の二において同じ。）とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

2||  
「同上」

（当該金庫と特殊の関係のある者）

第一百七十七条 銀行法第十三条第二項前段に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一|| 当該金庫の子法人等（金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

二|| 当該金庫の関連法人等（金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）



<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)      第一百八条 「略」</p> <p>2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。</p> <p>一 当該金庫について第一百十五条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額</p> <p>二 当該金庫の子法人等について第一百十五条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>(銀行法第十三条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方)</p> <p>第一百十九条の二 銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該金庫又は当該金庫の子法人等をいう。</p>
	<p>(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)      第一百八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 当該金庫について第一百十五条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額</p> <p>二 当該金庫の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第一百十五条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

四 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第五十一条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5   第二項及び前項の規定は、信用協同組合等の清算機関（信用協同組合等（当該信用協同組合等以外の信用協同組合等を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関（金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）、商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第五十一条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>

商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。)に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、適用しない。

6|| 一又は複数の資産(以下この項において「原資産」という。)を

裏付けとして間接的に行う信用の供与等(以下この項において「間接的信用供与等」という。)のうち、金融庁長官が定める取引を通じた信用の供与等については、当該原資産を構成する個別の資産及び取引(以下この項において「個別資産等」という。)に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、金融庁長官が定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出される個別資産等ごとの信用の供与等の額が銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額の一万分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出することが不適当である場合として金融庁長官が定める場合は、この限りでない。

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第五十二条 信用協同組合等の同一人(銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。)に対する信用の供与等の額(次項及び第五十五条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等(信用協同組合等その他の金融庁長官が定

「項を加える。」

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第五十二条 信用協同組合等の同一人(銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。)に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第五十六条までにおいて同じ。)の額(第五十五条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定によ

める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇八 略」

2|| 信用協同組合等が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算する

り計上又は算出される信用の供与等（信用協同組合等その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

「一〇八 同上」

「項を加える。」

ことを要しない。

3||  
「略」

(当該信用協同組合等と特殊の関係のある者)

第五十四条 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該信用協同組合等と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該信用協同組合等の子法人等(金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第五十六条の二において同じ。)とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第五十五条 「略」

2 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一 当該信用協同組合等について第五十二条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額

二 当該信用協同組合等の子法人等について第五十二条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

「3・4 略」

2||  
「同上」

(当該信用協同組合等と特殊の関係のある者)

第五十四条 銀行法第十三条第二項前段に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一|| 当該信用協同組合等の子法人等(金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。)

二|| 当該信用協同組合等の関連法人等(金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。)

(銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項)

第五十五条 「同上」

2 「同上」

一 当該信用協同組合等について第五十二条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額

二 当該信用協同組合等の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第五十二条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

「3・4 同上」

<p>(銀行法第十三条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方)</p> <p>第五十六条の二 銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う信用協同組合等又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該信用協同組合等又は当該信用協同組合等の子法人等をいう。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇十三 略」</p> <p>十四 第五十四条に規定する子法人等又は第六十四条各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合</p> <p>「十五〇二十五の二 略」</p> <p>「二〇八 略」</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>(届出事項)</p> <p>第百十一条 「同上」</p> <p>「一〇十三 同上」</p> <p>十四 第五十四条又は第六十四条各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合</p> <p>「十五〇二十五の二 同上」</p> <p>「二〇八 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

五 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第六十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 「項を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>附則</p> <p>（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 「1」第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十四条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。</p> <p>2 新規則第十四条第二項及び第四項の規定は、銀行の清算機関（銀行（当該銀行以外の銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。））、商品取引清算機関（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。以下同じ。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下同じ。）</p>

〔1〕 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。以下「商工債」という。）については適用しない。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 「項を削る。」

をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であつて、清算機関が行う業務（金融商品取引法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。以下同じ。）に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3 新規則第十四条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。以下同じ。）については、適用しない。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 「1」第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十三条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。



「項を削る。」

〔1〕 第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十三条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 「項を削る。」

「項を削る。」

2〕 新規則第十三条第二項及び第四項の規定は、長期信用銀行の清算機関（長期信用銀行（当該長期信用銀行以外の長期信用銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であつて、清算機関が行う業務に係るものについては、当分の間、適用しない。

3〕 新規則第十三条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 「1」第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第百十四条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2〕 新規則第百十四条第二項及び第四項の規定は、信用金庫又は信用金庫連合会（以下この項において「金庫」と総称する。）の清算機関（金庫（当該金庫以外の金庫を含む。）に一定の情報を提供して

〔1〕 第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 「項を削る。」

〔項を削る。〕

いる者であつて、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であつて、清算機関が行う業務に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3〕 新規則第百十四条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 「1」第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）第五十一条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2〕 新規則第五十一条第二項及び第四項の規定は、信用協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。以下この項において同じ。

〔1〕 第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十一条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

（）の清算機関（信用協同組合等（当該信用協同組合等以外の信用協同組合等を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であつて、清算機関が行う業務に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3 新規則第五十一条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百十四条第六項の規定は、信用金庫については、当分の間、適用しない。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十一条第六項の規定は、信用協同組合については、当分の間、適用しない。